

開会にあたり、主催者として、一言、ご挨拶申し上げます。

本日は、政府から亀岡偉民内閣府大臣政務官、国会からは各党の議員の方々をはじめ、このように多くの皆様にお出でいただき、誠に有り難うございます。厚くお礼申し上げます。

「竹島の日」が島根県の条例で制定されましたのは、9年前の平成17年のことでありました。

当時、竹島問題に対しまして、国による取り組みがほとんどない中で、地元島根県が国民に対して啓発活動を行いながら、国に働きかけていこうということで、議員立法により、制定されたのであります。

それ以来、県は、啓発活動、調査研究、国への働きかけなど様々な活動を行ってまいりました。

こうした活動を通じ、学校教科書における竹島の取り扱いなどにおきまして、一定の進展がありましたが、政府全体としての対応や国民の関心は低調な状況が続いておりました。

そうした中で、一昨年夏、韓国大統領が竹島へ上陸し、それが大きな転機となって、国民の関心も急速に高まり、政府におかれては、50年ぶりの国際司法裁判所提訴に向けた動きをされるなど、対応を本格化してこられました。

そして、安倍内閣におかれましては、領土担当大臣を新たに設けられ、竹島を含め領土問題全体を所管する組織として、「領土・主権対策企画調整室」を内閣官房に設置されるなど、領土問題に対する取り組みを強化してこられました。

学校教育におきましても、先般、学習指導要領解説の一部改訂がされ、さらに充実が図られようとしています。

このように、国民の竹島問題への関心が高まり、政府も竹島問題に本格的に取り組まれるようになり、竹島問題をめぐる活動は、言わば、新しい局面に入ったように思います。

他方、最近の韓国側の動きを見ますと、相次ぐ政府、国会関係者の上陸、各種施設の建設など、竹島の占拠を既成事実化しようとする動きを強めております。

こうした韓国側の動きは、誠に遺憾であり、決して容認できません。

さらに、日本の領土をめぐっては、ご承知のように、尖閣諸島周辺で憂慮すべき事態が続いております。

竹島に限らず、日本の領土権の確保のためには、国の外交努力を後押しする国民全体の理解と世論の盛り上がりは不可欠であります。

県としましては、今後も、県民及び国民への啓発と世論の醸成に努めるほか、県の竹島問題研究会の活動などを通じまして、竹島領有権に関する調査研究をさらに進めてまいります。

国におかれましては、竹島問題解決に向け、教育を含めた国民世論の醸成や国際社会への情報発信などを、より積極的、具体的に展開されることを強く期待いたします。

終わりに、お集まりの皆様方には、引き続き力強いご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。主催者としての挨拶に代えさせていただきます。

本日は、誠に有難うございます。